

平成30年

第3回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 平成30年3月26日 午後1時30分から

場 所 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1 番 吉 川 博	11 番 三 宮 一 夫
2 番 杉 崎 正 人	12 番 熊 澤 貞 夫
3 番 西 川 克 己	13 番 竹 内 恵美子（解任）
5 番 伊勢田 恵 司	15 番 熊 澤 博 勝
6 番 加 藤 豊	16 番 露 木 真 一
	17 番 土 屋 俊 雄
8 番 松 本 秀 雄	18 番 渡 辺 順 子（解任）
9 番 山 口 博 久	19 番 戸 塚 昭 雄
10 番 青 木 貞 治	

2 欠席委員

7 番 二宮 喜代治

3 遅刻委員

4 出席した書記

事務局長 久保田 徳人

書 記 松尾 明美

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第5号 農用地利用集積計画書の決定について

議案第6号 非農地証明交付申請の承認について

報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

※議会推薦の委員2名は、平成29年7月25日付けで大磯町議会議長からの解任請求に基づき解任されました。

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので平成30年第3回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

なお本日、7番二宮喜代治委員より欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第20条第1項の規定により、3番西川克己委員、5番伊勢田恵司委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 ではこれより、議案第5号「農用地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第5号1番「農用地利用集積計画書の決定について」は、賃貸借権の新規1件で、大磯町長より平成30年3月5日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。計画内容につきましては議案書1ページ及び2ページを、場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第5号1番を朗読・説明》

書記 議案第5号1番の計画要請の内容は、経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

借り手はハーブ栽培を行っている就農者ですが、営農を効率的かつ高品質なものにするために、農地を購入して自らのビニールハウスでハーブ栽培を行うことを希望しており、農地を購入するためには最低下限面積を満たすことが要件となるため今回の新規設

定を行います。

当該農地は現在借りている農地に隣接しており、所有者も同一ですが、借り手が農地を購入できた場合は、当該農地も含めて返すことが所有者と合意されています。

なお、3月14日に吉川会長職務代理、黒岩地区担当の熊澤委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第5号1番につきましては現地調査をお願いした、黒岩地区担当の熊澤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

15番委員（熊澤） 15番熊澤です。議案第5号1番の農地について、3月14日に吉川会長職務代理と私及び事務局2名で現地確認を行いました。当該農地は、現在借りている農地に隣接しており効率的な営農が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、借り手の営農拡大が図られるとのことです。

ただ今の議案第5号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 当該農地は、イノシシなどの獣害がありますか。

書記 イノシシとシカが出没しますが、今までハーブの被害はないと聞いております。

議長 他に質疑はありませんか。質疑がないようですので、議案第5号1番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第5号1番は原案とおり決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第6号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。
では、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 議案第6号1番「非農地証明交付申請の承認について」は、議案書3ページでございます。場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

《議案第6号1番を朗読》

書記 議案第6号1番につきましては、非農地証明についての審議事項でございます。非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」（平成24年8月1日施行）に基づき、指針で定めております要件をすべて満たすもの限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、生沢地区の市街化調整区域内の農地6筆で、鷹取山の斜面地や谷戸川の河川敷にある小さな農地で、山林に囲まれて日照条件が悪く、普段から湿気がひどい上、雨天時には多量の雨水が流入するので耕作には適していないため、10年以上も前から山林となっています。また、農地内には杉の大木もあり、農地に戻すことも困難な状況となっています。このような状況から、地目を農地から山林等に変更するため非農地証明願を提出するに至りました。

また、10年以上前から現在に至るまで周辺の農家から苦情はなく、かつ、違反転用として追及を受けた事実はありません。

なお、議案第6号1番につきましては、3月14日に吉川会長職務代理と、生沢地区担当の三宮委員及び事務局2名で現地確認を実施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございました。議案第6号1番につきましては、現地調査をお願いした三宮委員から説明をお願いいたします。

11番委員（三宮） 11番三宮です。議案第6号1番の農地について、3月14日に吉川会長職務代理と私及び事務局2名で現地調査を行いました。

現地は山林化して農地性がない状況であることを確認しました。また、周辺には農地がないため非農地とすることの影響はないものと考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県の運用指針に基づき非農地に該当するとのことですので、これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第6号1番について申請のありました6筆について非

農地証明を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第6号1番は申請のありました6筆について非農地証明を交付することに決定いたしました。

議長 次に、報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、議案書4ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の3ページ及び4ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番及び2番を朗読》

書記 報告第1号1番及び2番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、現地の状況につきましては、報告第1号1番は2月15日に吉川会長職務代理、中丸地区担当の露木委員及び事務局2名で現地確認を行い、報告第1号2番は、3月14日に吉川会長職務代理、西小磯地区担当の土屋委員及び事務局2名で現地確認を行い、2件とも当該農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございました。まず報告第1号1番について、現地調査をお願いした中丸地区担当の露木委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

16番委員（露木） 16番露木です。報告第1号1番の農地について、2月15日に吉川会長職務代理と私と事務局2名で現地確認を行いました。当該農地は適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

委員 当該農地は、法人が買い取って転用する話が出ていたようだが、その後はどのようななったのか。

書記 詳しい経緯はわかりませんが、転用の話はなくなったようです。そのため所有者は耕作を再開しました。

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第1号1番を終わりにします。

議長 次に報告第1号2番について、現地調査をお願いした西小磯地区担当の土屋委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

17番委員（土屋） 17番土屋です。報告第1号2番の農地について、3月14日に吉川会長職務代理と私と事務局2名で現地確認を行いました。当該農地は適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第1号を終わりにします。

議長 次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知書」につきましては、議案書5ページの2件でございます。

事務局 《報告第2号1番及び2番を朗読》

書記 報告第2号1番及び2番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番及び2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号の「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」は、議案書6ページの3件です。場所につきましては、総会資料の5ページから7ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番から3番を朗読》

書記 報告第3号1番から3番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 次に、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」は、議案書7ページの4件でございます。場所につきましては総会資料の8ページから11ページをご覧ください。

事務局 《報告第4号1番から4番を朗読》

書記 報告第4号1番から4番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第4号1番から4番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特にほかに発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして平成30年第3回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時01分)